

「介護サービス情報の公表」制度  
調査票（運営情報）記入マニュアル  
2025年度版

特定福祉用具販売（予防を含む）

Ver.01

指定情報公表センター

介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づく都道府県・政令指定都市の自治事務であり、公表事務、事業所訪問調査等は都道府県・政令指定都市単位で実施されます。したがって、項目に対する解釈や、訪問調査の実施方法等、厚生労働省の指針を基本としながらも、当制度の趣旨の範囲内で他都道府県・政令指定都市と若干違いが生じる場合があります。このマニュアルの記載内容は、**今年度の調査票記入要領**であることをご留意の上、ご活用願います。

## マニュアルの見方

確認のための材料	判断基準、資料例
9 認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。  (その他)	<ul style="list-style-type: none"><li>ここでいう「認知症の利用者への対応」とは、認知症の方への日常的な配慮や接し方であり、「認知症ケア」とは認知症の多様な症状に対応する介護の方法をいいます。</li><li>この項目では、「認知症の利用者への対応」及び「認知症ケア」に関するマニュアルの両方を確認します。 《資料例：認知症ケアマニュアル等》</li></ul> <p>留意事項1</p>

**その他欄**…は使用しません。

使用するとシステムがその他欄を項目数と判断し、結果的に情報公表の際、レーダチャートが低く表示される可能性が高くなります。ご注意ください。

**留意事項**…が表示されている項目は、項目中使用される文言の定義や解説が記載されていますので、必ず巻頭の留意事項をお読みの上、調査票を記入してください。

対象サービスの資料の有無について記入します。**福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の資料は含みません。**

特定介護予防福祉用具販売の資料の有無について記入する際は、次のように読みかえてください。

- 特定福祉用具販売 ⇒ 特定介護予防福祉用具販売
- 介護サービス ⇒ 介護予防サービス

## 訪問調査におけるご注意（訪問調査のある事業所様へ）

- 調査が省略される項目はありません（マニュアルや規定類が昨年度調査で「あり」と報告を受けている場合でも、資料を確認します）。

# 留意事項

## 【留意事項 1】マニュアルについて

事業所が独自に作成したものに限らず、市販の書籍、外部研修資料等も対象とします。

## 【留意事項 2】研修について

研修は事業所の内部研修だけではなく、外部研修への参加も対象とします。

## 【留意事項 3】新任について

新任とは、職歴にかかわらず法人及び事業所に新規採用された方を指します。運営する法人内の人事異動は新任に含めませんが、職種の変更を伴う場合は「新任」として扱っても差し支えありません。

## 【留意事項 4】掲示について

「掲示」とは施設内の壁面に貼られているもののみをさすのではなく、ファイリング等の形状であっても、利用者等及びその家族が自由に見ることができる状態であれば、「掲示」にあたるものとします。引き出しの中に保管されているなど、職員に申し出なければ見ることが出来ない状態は「掲示」にはあたりません。

## 【留意事項 5】一定期間ごとの実施の確認について

「一定期間ごとに行われている記録があるか」を確認する項目では、1人の利用者等の1回分の記録のみでは、「一定期間ごとの実施」を確認できないため、1人の利用者等の1年間の記録を確認します。そのため、6か月に1回以上であれば1年間に2回以上、3か月に1回以上であれば4回以上、1か月に1回以上であれば1・2回以上の記録を確認することになります。

また、サービスを提供した期間が1年未満の事業所については、提供した期間内での実施を確認できればよいものとします。

同様に、「毎日実施されているか」を確認する項目では、1人の入所者等の1日分の記録のみでは、「毎日の実施」を確認できないため、1人の入所者等の連続する3日分の記録を確認します。

## 【留意事項 6】プライバシーの保護について

プライバシーの保護の取組に関するマニュアルや研修は、事業所又は法人の個人情報保護方針、プライバシーポリシー等を用いることでもよいものとします。プライバシーマーク等を取得している事業所においては、そのマークをもってマニュアルや研修の実施記録とすることはできません。

## 【留意事項 7】個人情報保護方針について

個人情報の保護に関する方針は、「個人情報の保護に努めます」「個人情報保護方針を遵守します」等の一文のみで、具体的な内容の記載がない場合には方針を公表していることとはなりません。

また、ホームページ等に掲載された個人情報保護方針で「以下に記載する個人情報保護方針は、本サイトを利用するに際し、」等の但し書きがあり、インターネットで利用される個人情報のみに限定されている場合はここでいう個人情報保護方針とはなりません。同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもって個人情報保護方針とはなりません。

個人情報の保護に関する方針に含まれる具体的な項目として「個人情報保護方針に関する考え方や方針に関する宣言」「個人情報の取り扱いに関する規則」等があげられます。

## 【留意事項 8】口腔機能向上について

加算の有無を問わない項目です。利用者のアセスメントにより、個別で行うブラッシング、義歯の手入れ、嚥下体操等を行っている場合は「確認のための材料」となります。

## 【留意事項 9】栄養マネジメントについて

加算の算定の有無を問わない項目です。利用者のアセスメントにより、栄養管理の内容が記載されている場合は「確認のための材料」となります。

## 【留意事項 10】事業計画について

調査年度に関する経営、運営方針等が記載された当該事業所の事業計画又は年次計画を確認します。事業計画とは、事業の内容と実施予定期限等を記載したものであり、事業所の行事予定ではありません。重点目標や具体的な数値等の記載がなくてもよいものとし、内容の判断は行いません。

## 【留意事項 11】感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリハット事例等の検討について

他事業所の事例や書籍、新聞記事等に掲載されている事例についての検討等でも「確認のための材料」となります。

ノロウィルスの事例検討は、食中毒及び感染症の事例検討に該当しますが、研修やマニュアルには該当しません。

# 運営情報調査票：特定福祉用具販売（予防を含む）

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
1 介護サービスの内容に関する事項	1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	1 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	1 利用申込者のサービスの選択に資する重要な事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。  2 福祉用具貸与と特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることに関する説明や、当該選択に必要な情報提供を受けたことについて、確認書等に利用者又はその家族の署名等がある。  3 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。	1 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名等がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li><li>重要事項を記した文書の内容を利用申込者又はその家族に説明し、同意したこと及び交付したことを確認します。</li></ul> 《資料例：重要事項説明書等》
		[ ] 事例なし			◆ [ ] 事例なし 対象期間中に事例がない場合は、「事例なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。 【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。</li><li>対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li><li>「利用者に代わって」とあります、「利用申込者に代わって」と読み替えます。</li></ul> ①又は②を確認します。 ①家族、代理人、成年後見人等が、利用申込者に代わって取り交わした契約書がある。 ②利用申込者の他に立会人が立ち会ったことが確認できる。 《資料例：契約書等》
	2 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	4 福祉用具の選定を行う前に、利用者又はその家族と面談している。	4 福祉用具の選定を行う前に、利用者又はその家族と面談したことが確認できる日付、面談者及び内容の記録がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li><li>確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。</li><li>対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li><li>福祉用具の選定を行う前に、利用者又はその家族と面談したことが確認できる日付、面談者及び内容の記載を確認します。</li></ul> 《資料例：利用者記録等》
		5 利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している。	5 利用者ごとの身体状況、介護状況及び生活環境の記録がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li><li>確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。</li><li>対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li><li>利用者ごとの身体状況、介護状況及び生活環境の記載を確認します。</li></ul> 《資料例：利用者記録等》
	3 利用者の状態に応じた福祉用具サービス計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	6 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の状態、希望を踏まえて作成している。	6 利用者及びその家族の状態、希望が記入された当該サービスに係る計画又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。	(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li><li>確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。</li><li>対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li></ul> ①又は②を確認します。 ①福祉用具販売計画に、利用者及びその家族の状態や希望についての記載がある。 ②福祉用具販売計画の検討会議の記録に、会議の題目、日付、出席者、利用者及び家族の状態や希望についての記載がある。 《資料例：福祉用具販売計画書、会議録》

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			<p>7 当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。</p> <p>8 当該サービスに係る計画について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。</p> <p>9 当該サービスに係る計画に記載した目標の達成状況の確認を行っている。</p>	<p>7 当該サービスに係る計画に、当該サービスの目標の記載がある。</p> <p>(その他)</p> <p>8 当該サービスに係る計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。</p> <p>(その他)</p> <p>9 当該サービスの目標の達成状況に関する確認結果の記録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li> <li>・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li> <li>・福祉用具販売計画に、利用者ごとの目標が記載されていることを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：福祉用具販売計画書》</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li> <li>・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li> <li>・福祉用具販売計画書で、利用者又はその家族の同意を得ていることを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：福祉用具販売計画書》</p> <p>福祉用具販売計画に、利用者ごとの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期を記載設定していることの有無を問う項目です。</p> <p>そのことが確認できるものとして、利用者ごとに設定した目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期を記載した計画の有無を確認します。</p> <p>《資料例：福祉用具販売計画書等》</p>
	4 利用者の状態に応じた福祉用具の選定の状況		<p>10 利用者の身体状況、介護状況、生活環境及び使用中の福祉用具を踏まえ、検討することにより福祉用具の選定を行っている。</p> <p>11 福祉用具貸与と特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具の提供に当たって、利用者等に対し、医師や各専門職等の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、貸与又は販売の選択に関する提案を行っている。</p>	<p>10 利用者ごとの記録に、利用者の身体状況、介護状況、生活環境及び使用中の福祉用具を踏まえた福祉用具別の選定理由の記載がある。</p> <p>(その他)</p> <p>11 利用者ごとの記録に、医師や専門職等の意見、利用者の身体状況等を踏まえた貸与又は販売の選択に関する提案理由の記載がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li> <li>・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：利用者記録等》</p> <p>福祉用具貸与と特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具の提供に当たって、利用者等に対し、医師や専門職等の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、貸与又は販売の選択に関する提案を行ったかどうかを問う項目です。</p> <p>そのことが確認できるものとして、貸与又は販売に関する提案理由を利用者ごとに記録していることの有無を確認します。</p> <p>《資料例：利用者記録等》</p>
	5 利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況		<p>12 利用者に対して、福祉用具の料金表を配布する仕組みがある。</p> <p>13 利用者に対して、利用明細を交付している。</p>	<p>12 利用者に対して配布するための料金表がある。</p> <p>(その他)</p> <p>13 サービス提供内容(介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。)が記載されている請求明細書(写)又は領収書がある。</p> <p>(その他)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li> <li>・利用者に対して配布するための料金表が事業所に備え付けられていることを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：料金表》</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。</li> <li>・確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者のものを確認します。</li> <li>・対象期間中の1か月分の請求明細書(写)を確認します。</li> <li>・請求明細書(写)に、介護保険給付及び介護保険給付以外の合計金額だけでなく、サービス提供内容、実施日(回数)、単価等が記載されていることを確認します。</li> <li>・対象期間中に介護保険給付以外の金額が発生しなかった場合は、介護保険給付分の請求明細書又は領収書等のみでも「あり」とします。ここで「介護保険給付以外の金額」とは通常の実施地域以外の遠隔地の交通費、キャンセル料などを指します。</li> <li>・「請求明細書(写)」がない場合は、支払い後に提示する「利用明細書」又は「(利用明細がわかる)領収書(写)」等を確認します。</li> </ul> <p>《資料例：請求明細書(写)等》</p>

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
	2 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	6 認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	14 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	14 従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修の実施記録がある。  (その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>※「確認のための材料」に「従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修」とありますが、ここでは「認知症」又は「認知症ケア」のいずれかの研修実施が確認できれば良いことします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここでいう「認知症」とは、認知症に関する知識や理解を指し、「認知症ケア」とは認知症の方への介護の方法をいいます。</li> <li>研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li> </ul> <p><b>留意事項2</b></p>
		15 認知症の利用者への対応及び認知症ケアの質を確保するための仕組みがある。	15 認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。	(その他)	<p>※「確認のための材料」に「認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等」とありますがここでは「認知症の利用者への対応」又は「認知症ケア」のいずれかに関するマニュアル等でよいことします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここでいう「認知症の利用者への対応」とは認知症の方への日常的な配慮や接し方であり、「認知症ケア」とは認知症の多様な症状に対応する介護の方法をいいます。</li> </ul> <p>《資料例：認知症ケアマニュアル等》</p> <p><b>留意事項1</b></p>
	7 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況	16 従業者に対して、利用者のプライバシーの保護の取組に関する周知を図っている。	16 利用者のプライバシーの保護の取組に関するマニュアル等がある。	17 利用者のプライバシーの保護の取組に関する研修の実施記録がある。  (その他)	<p>• 利用者のプライバシー保護の取組に関するマニュアル等を確認します。</p> <p>• 利用者のプライバシー保護の取組に関する具体的な内容としては、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集、利用者の差別心への配慮等が考えられるますが、事業者がプライバシー保護の取組について示すものがあるのであればそれでも特に問題ないものと考えられます。</p> <p>《資料例：業務マニュアル、サービス提供手順書、個人情報保護方針等》</p> <p><b>留意事項1、6、7</b></p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>• 利用者のプライバシー保護の取組に関する具体的な内容としては、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集、利用者の差別心への配慮等が考えられるますが、事業者がプライバシー保護の取組について示すものがあるのであればそれでも特に問題ないものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li> </ul> <p><b>留意事項2、6</b></p>
	8 居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望への対応の状況	17 利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出日について、利用者又はその家族の希望に応じる仕組みがある。	18 利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出日について、利用者又はその家族が指定できることについての記載がある文書がある。	(その他)	<p>• 利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出日を、利用者又はその家族が指定できることについての記載がある文書を確認します。</p> <p>《資料例：重要事項説明書、営業案内、カタログ等》</p>
		18 福祉用具の点検基準に基づいて、福祉用具の使用前点検を行っている。	19 福祉用具の使用前点検に関する基準の記載がある文書がある。	(その他)	<p>• 福祉用具の使用前点検（福祉用具の機能、安全性、衛生状態等）に関する基準の記載がある文書を確認します。</p> <p>《資料例：業務マニュアル等》</p>
	9 福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組の状況	19 利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行う仕組みがある。	20 利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じた福祉用具の適合を行うための手続きについての記載があるマニュアル等がある。	(その他)	<p>• 利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じた、福祉用具の適合を行うための手続きについての記載があるマニュアル等を確認します。</p> <p>《資料例：作業手順書、業務マニュアル等》</p> <p><b>留意事項1</b></p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>• 利用者ごとの福祉用具の適合作業の実施日、実施者及び内容の記載があることを確認します。</p> <p>《資料例：利用者記録等》</p>
		20 利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行っている。	21 利用者ごとの福祉用具の適合の実施及び実施した者の記録がある。	(その他)	

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		10 福祉用具の利用に関する説明及び同意の取得の状況	21 利用者の居宅への福祉用具の搬入時に、利用者又はその家族の署名等がある。  22 福祉用具の貸与(販売)時に、利用者に実際に福祉用具を使用させながら、福祉用具の使用方法を説明している。	22 取扱説明書の手交確認書等に、利用者又はその家族の署名等がある。  (その他)  23 利用者が、福祉用具を使用しながら説明を受けたことの確認書等に、利用者又はその家族の署名等がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・取扱説明書は、福祉用具の利用における事故を防止し、正しく利用する際に必要となる書類です。福祉用具の安全な利用のために、利用者に確実に取扱説明書を交付することが必要です。</li><li>・福祉用具の販売開始時の確認書に取扱説明書の交付が記載され、利用者又はその家族の同意を得ていることを確認します。</li><li>・重要事項説明書は、福祉用具の販売開始時の書類ではないため、重要事項説明書・契約書に取扱説明書を交付し、説明を行った旨の記載があっても、「なし」になります。</li></ul> 《資料例：手交確認書等》  【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所は、利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法を指導することが必要です。</li><li>・ここでは、福祉用具を使用しながら利用者に説明したこと書面により確認します。当該書類は「22」の取扱説明書の手交確認書と同一のものであっても差し支えありません。</li><li>・重要事項説明書・契約書は、福祉用具の販売開始時の書類ではないため、「22」と同様に「なし」になります。</li><li>・利用者が福祉用具を使用しながら説明を受けたことの確認書で、利用者又はその家族へ説明を行っていることを確認します。</li></ul> 《資料例：手交確認書、説明確認書等》
		11 身体的拘束等の廃止のための取組の状況	23 身体的拘束等の廃止のための取組を行っている。	24 身体的拘束等の廃止のための取組に関する事業所の理念、方針等が記載された文書がある。  25 身体的拘束等の廃止のための取組に関するマニュアル等がある。  26 身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。	・身体的拘束等の廃止のための取組に関する施設の理念、方針等が記載された文書を確認します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所内に、「身体拘束廃止委員会」を設置している場合は、委員会設置要綱等を確認します。</li><li>・「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアにかかるすべての人に」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）を方針等としている場合も、「あり」として差し支えないこととします。</li></ul> ・身体的拘束等の廃止のための取組に関するマニュアル等を確認します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所内に「身体拘束廃止委員会」を設置している場合は、委員会設置要綱等に記載があればよいこととします。</li></ul> 《資料例：「身体拘束ゼロへの手引き」、身体拘束廃止に関するマニュアル等》  【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・従業者及び管理者が出席している「身体拘束廃止委員会」の会議録でも差し支えないこととします。</li><li>・従業者及び管理者が身体的拘束等の廃止のための取組に関する研修を受講した記録の有無を確認します。</li></ul>
		24 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。	[ ] 身体的拘束等は行わない。 [ ] 身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし。	27 身体的拘束等を行う場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	いかなる場合も身体的拘束等を行っていない場合は、「身体的拘束等は行わない」にチェックを入れる。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし」にチェックを入れる。 どちらかにチェックした場合この「身体的拘束等を行う場合の同意」の有無は問いません。
		25 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その実施経過及び理由を記録している。	[ ] 身体的拘束等は行わない。 [ ] 身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし。	28 身体的拘束等の実施経過及び理由の記録がある。	いかなる場合も身体的拘束等を行っていない場合は、「身体的拘束等は行わない」にチェックを入れる。 報告対象期間内に、事例がなかった場合は、「身体的拘束等を行うことはあるが、事例なし」にチェックを入れる。 どちらかにチェックした場合、この「実施経過及び理由」の項目の有無は問いません。
				(その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・やむを得ず身体的拘束等を行った場合に、その実施経過及び理由を記録していることを確認します。</li></ul> 《資料例：実施記録等》

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		12 高齢者虐待防止のための取組の状況	26 高齢者虐待防止のための取組を行っている。	29 市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された高齢者虐待防止マニュアル等がある。  30 高齢者虐待防止検討委員会の構成員として、虐待防止の専門家等を活用していることが確認できる文書がある。  31 高齢者虐待防止研修を、従事者だけでなく、管理者も受講している記録がある。  32 高齢者虐待防止研修を企画し実施する職員を養成するための取組を行っている記録がある。  (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の高齢者虐待相談・通報窓口や虐待発生時の対応方法等が記載された、高齢者虐待防止に関するマニュアル等を確認します。</li> </ul> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止検討委員会の委員構成員として、通知※において望ましいとされている虐待防止の専門家等の活用をしていることがわかる委員名簿などの文書を確認します。 ※例：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」</li> </ul> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者及び管理者が高齢者虐待防止に関する研修を受講した記録の有無を確認します。</li> </ul> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所内あるいは、都道府県が実施する研修 (例：高齢者権利擁護等推進事業「権利擁護推進員養成研修（介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修）」等にて実施している事業等)に担当者等が参加する等して、虐待防止研修を実施する講師を養成するための取組を行った記録を確認します。</li> </ul>
3 相談、苦情等の対応のために講じている措置	13 相談、苦情等の対応のための取組の状況	27 利用者又はその家族からの相談、苦情等に対応する仕組みがある。	33 重要事項を記した文書等利用者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されている。  34 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。  (その他)	35 相談、苦情等対応に関する記録がある。	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供中の利用者の重要事項説明書等により確認します。</li> <li>・重要事項説明書等に相談、苦情等対応窓口の電話番号及び担当者の氏名が記載されていることを確認します。</li> <li>・事業所の運営法人に設置されている対応窓口及び担当者でもよいこととします。</li> <li>・担当者の明記とは氏名ではなく、役職名の記載でもよいこととします。 《資料例：重要事項説明書、契約書等》</li> </ul> <p>・相談、苦情等対応に関するマニュアル等を確認します。 《資料例：業務マニュアル、相談・苦情等対応マニュアル等》</p>
		28 相談、苦情等対応の経過を記録している。	36 利用者又はその家族に対する説明の記録がある。  (その他)	37 困難な事例や苦情につながる事例の場合等を、地域包括支援センターにつなげた記録がある。	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・苦情とは、当該サービスにかかわる計画に基づく個別の相談を担当者に行い、それに対応することは該当しません。</li> <li>・相談・苦情等対応記録等に受付日、相談・苦情等の内容及び担当者名が記載されていることを確認します。</li> <li>・相談又は苦情に関する記録のどちらかが確認できればよいこととします。</li> <li>・対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」となります。 《資料例：相談・苦情等対応記録、個別ファイル、業務日誌等》</li> </ul> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・苦情とは、当該サービスにかかわる計画に基づく個別の相談を担当者に行い、それに対応することは該当しません。</li> <li>・相談・苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明した記録に、日付、説明した内容及び担当者名が記載されていることを確認します。</li> <li>・説明した内容の記録があれば、「相談・苦情等対応に関する記録」と同一の記録でもよいこととします。</li> <li>・対象期間中に、相談・苦情がない場合は、「なし」となります。 《資料例：相談・苦情等対応記録、個別ファイル、業務日誌等》</li> </ul>
4 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者との連携	14 地域包括支援センターとの連携の状況	30 地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	(その他)	38 倫理規程がある。	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供記録又はサービス担当者会議の会議録等に、支援の困難な事例を地域包括支援センターに報告した日付とその内容の記載があることを確認します。 《資料例：利用者記録、会議録等》</li> </ul> <p>・倫理規程や職員心得等があることを確認します。 ・事業所単独のものではなく運営する法人のものでも「あり」とします。 《資料例：倫理規程、職員心得等》</p>
2 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	5 適切な事業運営の確保のために講じている措置	15 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	31 従業者が守るべき倫理を明文化している。	(その他)	

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
アプローチ			32 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	39 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・「倫理」に関する研修、「法令遵守」に関する研修、両方を確認します。</li><li>・倫理に関する研修とは、介護サービスに従事する者としての心構えについての研修等が考えられます。</li><li>・事業所の職員心得や倫理規程等を用いた研修でも差し支えないこととします。</li><li>・法令遵守に関する研修とは、介護保険法や高齢者虐待防止法、個人情報保護法など、事業者が遵守すべき法令等についての研修等が考えられます。</li><li>・研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li></ul> <p><b>留意事項 2</b></p>
		16 計画的な事業運営のための取組の状況	33 事業計画を毎年度作成している。	40 毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。  (その他)	【今年度が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・運営する法人全体の事業計画であっても、当該事業所の計画が明確にわかる場合「あり」とします。</li><li>・今年度に関する経営、運営方針等が記載された当該事業所の事業計画又は年次計画を確認します。</li></ul> <p>《資料例：事業計画書、年次計画書等》</p> <p><b>留意事項 10</b></p>
		17 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	34 事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	41 事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。  (その他)	①又は②を確認します。 <ul style="list-style-type: none"><li>①利用者及び利用者の家族及び一般の方の求めがあれば、事業計画及び財務内容を情報開示する規程等がある。</li><li>②事業計画及び財務内容を閲覧可能な状態にしている。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・財務内容に関する資料とは収支、予算、決算等いずれかの内容がわかるものです。</li><li>・当該事業所単独の財務内容を示すことが難しい場合は、法人全体の財務内容を示すことで差し支えないこととします。</li><li>・キャビネットに保管されている等、従業員に依頼しなければ閲覧できない場合は、事業所内に閲覧できる旨の案内があることが必要です。</li><li>・ホームページやパンフレット等で公表している場合も閲覧可能な状態にあるとします。</li></ul> <p>《資料例：情報管理規程、事業計画書、決算報告書等》</p> <p><b>留意事項 10</b></p>
		18 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	35 事業所の改善課題について、現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	42 現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ここいう業務改善会議等とは、事業所運営について、現場の従業者と幹部従業者が、それぞれの視点から業務改善や事業所運営の向上等について検討を行った会議等であり、その記録に、日付、出席者及び議事内容の記載があることを確認します。</li><li>・法人全体の会議の場合は①及び②を満たしている必要があります。<ul style="list-style-type: none"><li>①現場の従業者及び幹部従業者が出席している。</li><li>②当該事業所にかかる業務改善が議題に含まれている。</li></ul></li></ul>
6 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置		19 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況	36 管理者及び福祉用具専門相談員の職務について、役割及び権限を明確にしている。	43 管理者及び福祉用具専門相談員の役割及び権限について明記された職務権限規程等がある。  (その他)	※「確認のための材料」に「役割及び権限について明記された」とありますか、ここでは「役割」又は「権限」のいずれかについての明記があればよいこととします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・役割とは、管理者や福祉用具専門相談員が行う職務内容のことといたします。</li><li>・権限とは、管理者や福祉用具専門相談員に付与されている事案の決定権（決裁権）をいいます。</li><li>・記載される具体的な資料は、事業所によって違いますが、「運営規程」や「職務権限規程」等に記載されるのが通常です。</li><li>・組織体制図は、通常、組織全体の事業運営体制を示すものであって、当該資料をもって、管理者、福祉用具専門相談員の役割及び権限を明確に記載した資料とはみなされません。</li></ul> <p>《資料例：職務権限規程、運営規程、役割分担表、組織規程等》</p>

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		20 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	37 サービスに関する情報について、従業者が共有するための仕組みがある。	44 サービスに関する情報の共有についての会議、研修、勉強会、回覧等の記録がある。	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>①又は②を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービスに関する情報を共有するための会議、研修又は勉強会等の記録に、日付、出席者及び内容の記載がある。</li> <li>②サービスに関する情報を共有するための回覧、申し送り等の記録に、日付及び内容の記載がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスに関する情報とは、ケア技術、接遇、マナー、情報提供等を指します。</li> <li>・情報共有のための管理システムを使用している場合も、日付及び内容の記載が確認できた場合「あり」とします。</li> </ul> <p>《資料例：会議録、申し送りノート等》</p>
		21 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	38 新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	45 新任の従業者に対する実地指導の実施日、指導員の氏名、指導を受けた従業者の氏名、福祉用具の選定及び適合の指導の記録がある。	<p>◆ [ ] 新任者なし</p> <p>対象期間中に新任者がいない場合は、「新任者なし」にチェックを入れ、「確認のための材料」の有無は回答しません。</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任従業者への同行訪問の記録に、日付、担当者及び指導内容（福祉用具の選び方、福祉用具の使用が利用者の自立支援に役立っていることの確認等）の記載があることを確認します。</li> <li>・従業者とは福祉用具専門相談員を指し、事務専任者は含めないこととします。</li> </ul> <p>《資料例：新任従業者教育計画、新任従業者育成記録、利用者記録等》</p> <p><b>留意事項 3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者からの相談に応じる担当者が定められていることを確認します。</li> <li>・担当者の個人名ではなく、役職名でも「あり」とします。</li> </ul> <p>《資料例：教育計画、指導要綱、組織図等》</p>
7 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	22 安全管理及び衛生管理のための取組の状況	40 福祉用具ごとの履歴の管理を行っている。	47 福祉用具ごとに識別可能で、少なくとも製造（又は購入）年月、件数、販売日、故障及び修理の年月日並びにその内容の記載がある福祉用具管理台帳等がある。	(その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>・基本情報の「4 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」において、「あり」と記入された福祉用具のうち1品目について1点確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具管理台帳等に製造又は購入年月、販売件数、販売日、故障及び修理の年月日並びにその内容の記載があることを確認します。</li> <li>・故障・修理等が発生した場合は、年月日及び内容の記載を確認しますが、発生しなかった場合は記載がなくてもよいこととします。</li> <li>・自社管理している場合は、管理台帳又はパソコン等で管理されていることを確認します。</li> <li>・外部委託を行っている場合、「委託先における履歴の管理状況が確認できる」、「委託先において管理台帳で管理する項目が照会・確認できる旨が記載された契約書、覚書等が確認できる」等は「あり」とします。</li> <li>・自社管理と外部委託を併用している場合は、それぞれ福祉用具1種類ずつを確認します。</li> <li>・外部委託先が2社以上ある場合は、1社について確認できればよいこととします。</li> </ul> <p>《資料例：福祉用具管理台帳等》</p>
		41 福祉用具の利用に当たっての、事故防止のための注意事項について、利用者又はその家族に説明している。	48 福祉用具の利用に当たっての、事故防止のための注意事項についての説明を行ったことが確認できる文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名等がある。	(その他)	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の事故を未然に防ぐために、福祉用具の利用開始時に、使用上の留意事項や故障時の対応など、事故防止に関する説明を行うことが必要です。</li> <li>・ここでは、実際に利用者に事故防止に関する説明を行ったことを確認します。</li> </ul> <p>当該書類は、「22」及び「23」の項目で確認する書類と同一でも差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書・契約書は、福祉用具の販売時の書類ではないため、「22」及び「23」と同様に「なし」になります。</li> <li>・福祉用具の販売時に、事故防止のための注意事項について利用者又はその家族へ説明を行ったことが確認できる文書を確認します。</li> <li>・ここでは「事故防止のための注意事項についての説明を行ったことが確認できる文書」で利用者又はその家族へ説明したことを確認できればよいこととします。</li> </ul> <p>《資料例：手交確認書等》</p>
		42 事故及び事故につながりそうな事例の情報収集を行っている。	49 事故及び事故につながりそうな事例を収集した資料がある。	(その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故事例及び事故につながりそうな事例を収集した資料があることを確認します。</li> <li>・事業所が販売した福祉用具に関する事例のほか、書籍等に掲載されている事例についての検討等でも「あり」とします。</li> </ul> <p>《資料例：事故事例記録、ヒヤリ・ハット事例記録等》</p>

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			43 事故及び事故につながりそうな事例の原因分析及び事故防止対策の検討を行っている。	50 事故の原因分析及び事故防止対策について検討した記録がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・事故の原因分析及び事故防止対策について検討した会議の日付、出席者、内容の記録を確認します。 ・事業所が販売した福祉用具に関する事例のほか、書籍等に掲載されている事例についての検討等でも「あり」とします。 《資料例：事故事例検討会議録、ヒヤリ・ハット事例検討会議録、会議録等》
			44 利用者の居宅における事故や福祉用具の故障等緊急時の連絡先を利用者又はその家族に提示している。	51 利用者に交付する文書に、利用者の居宅における緊急時の連絡先を明記している。  (その他)	・事故が発生した場合、故障した場合等、利用者の居宅における緊急時の事業所の連絡先を、利用者に交付した文書に明記していることを確認します。 《資料例：重要事項説明書、同意書等》
			45 事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応方法を定めている。	52 利用者の居宅における緊急時の対応の内容及び手順についての記載がある文書がある。  (その他)	・事故が発生した場合、故障した場合等、利用者の居宅における緊急時の対応の内容及び手順についての記載がある文書を確認します。 《資料例：事故防止・対応マニュアル、業務マニュアル等》
			46 事故防止、事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応に関する従業者に対する研修を行っている。	53 事故防止、事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応に関する研修の実施記録がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者、利用者の居宅における緊急時の対応に関する内容（事故の防止・発生、福祉用具の故障等）の記載があることを確認します。 <b>留意事項2</b>
			47 事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の経過及びその対応内容について記録する仕組みがある。	54 事故発生又は福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の経過、対応内容を記録するための文書がある。  (その他)	・事故が発生した場合、故障した場合等、利用者の居宅における緊急時の経過、対応内容を記録するための文書があることを確認します。 ・事故、故障等の日付、対応した専門相談員名、対応した内容の全ての記載がある場合に「あり」とします。 ・事故、故障等の事例がない場合は、様式が用意されていることが確認できる場合に「あり」とします。 《資料例：事故報告書等》
			48 福祉用具貸与と特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具の提供に当たって、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認している。また、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っている。	55 福祉用具の使用状況の確認、使用方法の指導、修理等を行った記録がある。  (その他)	利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況の確認、使用方法の指導、修理等を行っていることの有無を問う項目です。 そのことが確認できる記録の有無を確認します。 《資料例：利用者記録等》
			49 非常災害時に対応するための仕組みがある。	56 非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等がある。  (その他)	火災、自然災害など非常事態が発生した場合の対応について具体的な方法を定めるなど、災害発生時に対応するための仕組みの有無を問う項目です。 その仕組みが確認できるものとして、サービス提供時の非常災害発生に対応するためのマニュアル等の有無を確認します。 ※対応手順、役割分担等を記載していること。 《資料例：非常災害時等マニュアル、業務マニュアル等》
			50 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するための仕組みがある。	57 感染症に係る業務継続計画(BCP)を策定し、体制の整備、個人防護具、消毒液等の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じるとともに、従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①②③を全て確認します。 ①感染症に係る業務継続計画（BCP） (感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一緒に策定しているものを含む) ②計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施内容を記録した文書（周知資料等）
				58 災害に係る業務継続計画(BCP)を策定し、体制の整備、水、食料、燃料の備蓄等の計画に従った必要な措置を講じるとともに、従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する周知の実施記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ①②③を全て確認します。 ①災害に係る業務継続計画（BCP） (計画に従った必要な措置が確認出来る文書（推進体制の構成メンバー表や備蓄品リスト等） ③従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する周知の実施内容を記録した文書（周知資料等）
				59 従業者に対する業務継続計画(BCP)に関する研修の実施記録がある。	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・従業者に対する業務継続計画（BCP）に関する研修の実施記録に、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			51 介護現場における生産性向上の取組を継続的に実施するための体制がある。	60 業務継続計画(BCP)に基づく訓練の実施記録がある。  61 業務継続計画(BCP)の見直しについて検討された記録がある。  (その他)	【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 ・業務継続計画(BCP)に基づく訓練の実施内容を記録した文書(訓練記録等)の有無を確認します。  【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】 業務継続計画(BCP)の見直しについて検討状況を記録した文書(検討した会議の記録等)の有無を確認します。
	8 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	23 個人情報の保護の確保のための取組の状況	52 事業所の業務に照らして通常必要とされる利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表している。	62 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置している。  63 介護ロボットやICTの活用に関する研修を修了した者が勤務している。  64 介護ロボットやICTの活用に関する資格を取得した者が勤務している。  (その他)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の有無 ※従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。  ・介護ロボットやICTの活用に関する研修を修了した者がいるか資料や記録にて確認します。  <b>留意事項 2</b>
	24 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況	53 個人情報の保護に関する方針を公表している。	65 利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある。  (その他)	66 個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示している。  67 個人情報の保護に関する方針について、ホームページ、パンフレット等への掲載がある。  (その他)	①及び②をともに確認します。 ①利用者及びその家族の個人情報の具体的な利用目的を明記した文書を事業所内に掲示している。 ②利用者又はその家族に対して配布するための文書が用意されている。 《資料例：個人情報保護方針、個人情報の利用目的についての方針等》  <b>留意事項 4</b>
	9 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	25 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	54 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する仕組みがある。	68 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明記した文書がある。  (その他)	・個人情報の保護に関する方針を事業所内に掲示していることを確認します。 《資料例：個人情報保護方針等》  <b>留意事項 4、7</b>
			55 当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	69 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	・個人情報保護方針、プライバシーポリシー、個人情報保護規程等をホームページ、パンフレット等で公開していることを確認します。 ・方針の一部を抜粋した掲載でもよいこととします。 《資料例：ホームページ、パンフレット等》  <b>留意事項 7</b>
					・事業所の規程等において利用者本人からサービス提供記録の開示を求められた場合に、開示に応じることが明記されていることを確認します。 《資料例：情報管理規程、秘密保持規程、契約書等》
					項目69・70共通 ◆「 <input type="checkbox"/> 新任者なし」 対象期間中に新任者がいない場合は、「新任者なし」にチェックを入れ、項目69・70の「確認のための材料」の有無は回答しません。 ・新任従業者（常勤／非常勤）が、現任者と同等水準のサービスを早期に提供出来るようにすることを目的として、新任時に集中的な研修を実施する計画があるかを確認します。 ・新任研修とは、新任の従業者のみを対象として、福祉用具販売の特性を踏まえ、業務の円滑な遂行のため行われる研修を指します。 ・具体的に、「採用計画」や「研修計画」等に新任従業者を対象とした研修計画があることを確認します。 《資料例：新人研修計画等》  <b>留意事項 2、3</b>

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
			<p>[ ] 新任者なし</p> <p>56 当該サービスに従事する全ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。</p> <p>26 利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>57 利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。</p> <p>58 自ら提供する当該サービスの質について、定期的に事業所の自己評価を行っている。</p> <p>59 事業所全体のサービスの質の確保について検討する仕組みがある。</p>	<p>70 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。</p> <p>(その他)</p> <p>71 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。</p> <p>72 常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。</p> <p>(その他)</p> <p>73 経営改善のための会議において、利用者の意向、満足度等について検討された記録がある。</p> <p>(その他)</p> <p>74 自ら提供する当該サービスの質についての事業所の自己評価の実施記録がある。</p> <p>(その他)</p> <p>75 事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。</p> <p>(その他)</p>	<p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任の従業者を対象とした研修が実施された場合、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li> <li>・対象期間より前の日付で入社前研修が行われた場合、該当する新任の従業者の研修である旨が確認できた場合に「あり」とします。</li> <li>・実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えないこととします。</li> </ul> <p><b>留意事項 2、3</b></p> <p>【研修計画の作成時期は問いません。運営規程等に、「毎年、〇〇研修を行います」「研修機関が実施する研修へ派遣します」という記載がある場合は、研修内容が確認できた場合に「あり」とします。現任の従業者を対象とした研修計画がある場合「あり」とします。】</p> <p><b>留意事項 2</b></p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現任の従業者を対象とした研修が実施された場合、研修の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li> <li>・実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があっても差し支えないこととします。</li> </ul> <p><b>留意事項 2</b></p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項に「経営改善プロセスに反映する仕組みがある」とありますかが、経営改善のための会議において検討されていることをもって仕組みがあるとみなします。</li> <li>・法人が開催した全体会議であっても、法人として当該サービスに係る利用者等の意向・満足度等を検討した会議であることが確認できれば、確認のための材料となります。</li> <li>・アンケート、ヒアリング等で把握した利用者の意向・満足度等を基に、介護サービスの提供内容の改善等について検討した会議の記録に、会議の題目、日付、出席者及び検討された内容の記載があることを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：利用者意向検討会議、利用者満足度検討会議、職員会議等の会議録》</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでの事業所の自己評価とは、（準用）厚生省令三十七号（指定基準）第198条3項に規定された「指定福利用具貸与事業者は、自らその提供する指定福利用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」を指すものであり、従業者が各自の業務について行った個人評価（自分自身による自分への評価、勤務評定、人事考課等）は、ここでいう自己評価に該当しません。</li> <li>・事業所が提供したサービス等に関する自己評価の実施記録に、日付及び事業所の運営、人事労務管理、サービスの利用手続きや内容、リスクマネジメント等、事業全般についての評価結果が記載されていることを確認します。</li> <li>・第三者評価等を受けた際に作成した自己評価に関する書類も、確認のための材料となります。</li> <li>・運営状況点検書、介護サービス情報公表制度における調査情報調査票は自己評価の実施記録とはなりません。</li> </ul> <p>《資料例：事業所自己評価結果等》</p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <p>※利用者へのアンケートや満足度調査、事業所の自己評価等を活用しつつ、事業所全体のサービスの質の維持、確保について検討する仕組みがあるかを確認する項目です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人全体の会議の場合は、会議の議題に当該事業所全体のサービス内容を検討した内容が含まれていることが必要です。</li> <li>・事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録のどちらかを確認します。</li> <li>・会議録は会議の題目、日付、出席者及び実施内容の記載があることを確認します。</li> </ul> <p>《資料例：サービス検討会議設置規程、会議録等》</p>

(その他) 欄は基本的に使用しません。使用するとレーダーチャートが低く表示される可能性があります。

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	判断基準、資料例
		27 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	60 マニュアル等は、いつでも利用可能な状態にしている。  61 マニュアル等の見直しについて検討している。	76 マニュアル等について、従業者が自由に閲覧できる場所に設置してある。  (その他)  77 マニュアル等の見直しについて検討された記録がある。  (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等が、従業者に配布されていることを確認することでもよいこととします。</li> <li>マニュアル等が従業者であれば誰でも、自由に閲覧できる場所に設置していることを自視します。</li> </ul> <p>《資料例：業務マニュアル、サービス提供手順書等》</p> <p><b>留意事項 1</b></p> <p>【基本情報の記入年月日前一年間が確認対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等は、現場の実情や変化に応じて定期的かつ不断に見直しが必要となります。</li> <li>①又は②を確認します。       <ul style="list-style-type: none"> <li>①「マニュアル見直し会議」等の会議議事録等にマニュアル等の見直しが検討された旨及びその日付の記載があること</li> <li>②「業務マニュアル」や「サービス提供手順書」等に、改訂日と改訂内容等が記載されていること</li> </ul> </li> <li>法人全体で統一したマニュアル等を使用している場合には、法人全体としてマニュアル等の見直しを検討した記録を確認できた場合も「あり」とします。</li> <li>カタログはマニュアルに該当しません。</li> </ul> <p>《資料例：会議録、業務マニュアル、サービス提供手順書等》</p> <p><b>留意事項 1</b></p>
10 経営情報の見える化のために講じている措置	28 財務諸表の公表状況	62 会計の種類  63 事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等)の公表	78 (事業所が使用している会計の種類を記入)	79 事業活動計算書(損益計算書)  80 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)  81 貸借対照表(バランスシート)	<p>以下のフルダウントの項目より選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人会計基準</li> <li>病院会計基準及び医療法人会計基準</li> <li>介護老人保健施設会計・経理基準及び介護医療院会計・経理基準</li> <li>指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理基準</li> <li>NPO法人会計基準</li> <li>指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針</li> <li>その他（企業会計原則、公益法人会計基準等）</li> </ol> <p>事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等。以下「財務諸表等」という。）について、財務諸表等のファイルをPDFまたはCSVでアップロード又は財務諸表等の内容が確認できるウェブページのURLの記載を行います。</p> <p>資料の作成については法人または事業所の財務担当にご確認ください。</p> <p>なお、会計基準上、作成を求められない書類がある場合は、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えありません。</p> <p>その場合は、いずれか一つの書類で「あり」を選択し、書類のPDFファイルでアップロード又はURLの記載を行います。</p> <p>※計算書類の難解な表現はございませんので各事業所でご用意ください。</p>